

## 岐阜市スポーツ少年団バレーボール協議会 登録審判員制度

### <目的>

子ども達が各大会において気持よく試合を展開するには、相互審判に携わる指導者の正確な審判が要求される。

このため、審判員の役割やルールを確認する講習会において審判技術を高め、ルールに精通した受講者を審判員として登録し、的確な判定による試合進行を図ることを目的とする。

### <登録要件>

岐阜市スポーツ少年団の指導者で、当協議会が主催・共催する審判講習会の受講者を登録審判員とする。

ただし、岐阜県小学生バレーボール連盟公認審判員以上の有資格者は、当該講習会の受講の有無にかかわらず登録審判員とすることができる。

### <登録審判員の役割>

チームを代表して審判にあたる。

### <登録期間>

審判講習会受講後の次年度から3年間とする。ただし、登録期間内に審判講習会を1回受講した場合は更新できるものとする。

### <登録審判員の養成>

登録審判員及び新たに登録を希望する指導者を対象に、審判講習会を毎年実施する。

### <登録審判員制度の運用>

この制度は令和2年1月19日の審判講習会から適用し、令和4年4月1日から本格運用する。